

Q 天災のために工場が全壊した場合、解雇予告をしないで解雇できるか

A 労基法 20 条は「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」には解雇の予告又は予告手当の支払いをせずに解雇することができるとしているが、これには「行政官庁の認定を受けなければならない」とされている。

具体的には、労基法施行規則 7 条の様式 2 号による解雇予告除外認定申請書を所轄労働基準監督署長に提出して、天災事変その他やむを得ない事由によることおよび事業の継続が不可能であることの認定を受ければ解雇予告等を要せず解雇することができる。

「天災事変その他やむを得ない事由」の例としては、事業場が火災により焼失した場合（ただし、事業主の故意または重大な過失に基づく場合を除く。）、震災に伴う事業場の倒壊、類焼等により事業の継続が不可能となった場合が挙げられている。「事業の継続が不可能になる」とは、事業の全部または大部分の継続が不可能になった場合をいい、重要な建物、設備等が残存し多少の人員整理により操業し得る場合は含まれない（昭 63.3.14 基発 150）。